

埼玉県高齢者介護施設待機者等情報提供事業【特養・老健】空床・入所待ち情報提供システム実施要綱新旧対照表

旧	新
<p>第1 趣旨</p> <p>この要綱は、県内の特別養護老人ホームや介護老人保健施設の入所待ち状況<u>および</u>空床情報、ショートステイの空きベッド状況等を、県ホームページを活用して県民に情報提供する「【特養・老健】空床・入所待ち情報提供システム」（以下「本情報提供システム」という。）を構築し、介護サービスの利用が必要な県民の適切なサービス選択と、速やかなサービス受給に資することを目的とする。</p> <p>第2 提供する情報</p> <p>1 本情報提供システムが県民に提供する情報は、次のとおりとする。</p> <p>ア 県内所在の特別養護老人ホームの入所待ち情報<u>および</u>空床情報                      情報提供基準日における入所待ち数・空床数と要介護度4以上の入所待ち数</p> <p>イ 県内所在の介護老人保健施設の入所待ち情報<u>および</u>空床情報                      認知症専門棟の有無と情報提供基準日における入所待ち数・空床数</p> <p>ウ ア及びイの施設に併設された短期入所生活（療養）介護の空床情報                      情報提供基準日から概ね1か月間を単位とする短期入所ベッドの空床数</p>	<p>第1 趣旨</p> <p>この要綱は、県内の特別養護老人ホームや介護老人保健施設の入所待ち状況<u>及び</u>空床情報、ショートステイの空きベッド状況等を、県ホームページを活用して県民に情報提供する「【特養・老健】空床・入所待ち情報提供システム」（以下「本情報提供システム」という。）を構築し、介護サービスの利用が必要な県民の適切なサービス選択と、速やかなサービス受給に資することを目的とする。</p> <p>第2 提供する情報</p> <p>1 本情報提供システムが県民に提供する情報は、次のとおりとする。</p> <p>ア 県内所在の特別養護老人ホームの入所待ち情報<u>及び</u>空床情報                      情報提供基準日における入所待ち数・空床数と要介護度4以上の入所待ち数</p> <p>イ 県内所在の介護老人保健施設の入所待ち情報<u>及び</u>空床情報                      認知症専門棟の有無と情報提供基準日における入所待ち数・空床数</p> <p>ウ ア及びイの施設に併設された短期入所生活（療養）介護の空床情報                      情報提供基準日から概ね1か月間を単位とする短期入所ベッドの空床数</p>

- 2 情報提供基準日は別表のとおりとする。
- 3 県民に提供する情報の内容は、システムの稼働状況等を勘案した上、管理者が適宜、追加削除等の変更ができるものとする。
- ~~4 本情報提供システムは、「埼玉県介護サービス情報公表センター」に係るホームページにリンクすることにより、総合的な福祉施設情報を提供するものとする。~~

### 第3 管理者

- 1 本情報提供システムの管理者は、埼玉県福祉部高齢介護課長とする。
- 2 管理者は、本要綱を随時変更できるものとする。

### 第4 情報提供の手続き

- 1 特別養護老人ホーム又は介護老人保健施設を設置運営する者（以下「事業者」という。）は、本情報提供システムによる入所待ち情報および空床情報・短期入所空き情報を県民に提供するため、情報提供基準日の午前中までに、事業所を所管する県高齢介護課に対し、施設入所待ち情報および空床情報と短期入所空き情報（以下「入所待ち等情報」という。）を管理者が指定する様式の該当箇所に必要な事項を入力し、メールにより送付するものとする。  
ただし、やむを得ない場合は、FAXにより送付することができる。
- 2 県高齢介護課は、管理事業者から送付された入所待ち等情報を取りまとめ、情報提供基準日の属する週の翌週月曜日までに、県ホームページに搭載するものとする。

- 2 情報提供基準日は別表のとおりとする。
- 3 県民に提供する情報の内容は、システムの稼働状況等を勘案した上、管理者が適宜、追加削除等の変更ができるものとする。

### 第3 管理者

- 1 本情報提供システムの管理者は、埼玉県福祉部高齢者福祉課長とする。
- 2 管理者は、本要綱を随時変更できるものとする。

### 第4 情報提供の手続き

- 1 特別養護老人ホーム又は介護老人保健施設を設置運営する者（以下「事業者」という。）は、本情報提供システムによる入所待ち情報及び空床情報・短期入所空き情報を県民に提供するため、情報提供基準日までに、事業所を所管する県高齢者福祉課に対し、施設入所待ち情報及び空床情報と短期入所空き情報（以下「入所待ち等情報」という。）を管理者が指定する様式の該当箇所に必要な事項を入力し、メールにより送付するものとする。  
ただし、やむを得ない場合は、FAXにより送付することができる。
- 2 県高齢者福祉課は、管理事業者から送付された入所待ち等情報を取りまとめ、情報提供基準日の属する週の翌週に、県ホームページに搭載するものとする。

なお、施設の住所や定員等に変更がある場合は県高齢介護課において修正するものとする。

3 情報提供基準日から次の情報提供基準日までの間に、入所待ち等情報に変更があった場合、事業者は変更後の情報を各週本曜日の午前中までに、第1項の例により、県高齢介護課に送付するものとする。

4 前項により送付された変更に係る入所待ち等情報について、県高齢介護課は、毎週月曜日までに県ホームページの更新を行うものとする。

#### 第5 入所待ち等情報の取り扱い

1 県は、本情報提供システムの運営を通じて取得した施設担当者氏名等の個人情報、埼玉県個人情報保護条例（平成16年埼玉県条例第65号。以下「条例」という。）に基づき、適正に管理するものとする。

2 県は、事業者から提供された入所待ち等情報について、本情報提供システム以外の用には供しないものとする。

ただし、第1項に掲げる目的を達成するため、埼玉県社会福祉協議会に対し入所待ち者等情報を提供し、及び情報提供者を特定しない形式による統計データを作成し、当該データを利用することが出来るものとする。

#### 第6 その他

この要綱の実施に関して必要な事項については別に定めるものとする。

なお、施設の住所や定員等に変更がある場合は、管理事業者はその旨を県高齢者福祉課に連絡し、県高齢者福祉課において修正するものとする。

3 情報提供基準日から次の情報提供基準日までの間に、入所待ち等情報に変更があった場合、事業者は変更後の情報を第1項の例により、県高齢者福祉課に送付するものとする。

4 前項により送付された変更に係る入所待ち等情報について、県高齢者福祉課は、随時県ホームページの更新を行うものとする。

#### 第5 入所待ち等情報の取り扱い

1 県は、本情報提供システムの運営を通じて取得した施設担当者氏名等の個人情報、埼玉県個人情報保護条例（平成16年埼玉県条例第65号。以下「条例」という。）に基づき、適正に管理するものとする。

2 県は、事業者から提供された入所待ち等情報について、本情報提供システム以外の用には供しないものとする。

ただし、第1項に掲げる目的を達成するため、埼玉県社会福祉協議会に対し入所待ち者等情報を提供し、及び情報提供者を特定しない形式による統計データを作成し、当該データを利用することができるものとする。

#### 第6 その他

この要綱の実施に関して必要な事項については別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成18年8月10日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年10月20日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年8月10日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年10月20日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年7月30日から施行する。

別表

情報提供基準日	第3若しくは第4木曜日のうち、あらかじめ管理者が指定する日 (当日が祝祭日の場合は、その前日とする。)
---------	--

各年度の情報提供基準日は、年度当初に管理者が各事業者へ通知する。

別表

情報提供基準日	第3若しくは第4木曜日のうち、あらかじめ管理者が指定する日 (当日が祝祭日の場合は、その前日とする。)
---------	--

各年度の情報提供基準日は、年度前期及び後期に管理者が各事業者へ通知する。